

(様式3)目的設定表 (平成 30 年度) 予算区分:通常 要求区分:平成30年度 当初予算 確定日(平成 30 年 3 月 20 日)

事業コード	05040614	政策コード	05	政策名	誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会戦略
事業名	障害者差別解消推進事業	施策コード	04	施策名	高齢者や障害者等が安全・安心に暮らせる福祉の充実
		指標コード	06	施策目標(指標)名	障害への理解と障害者の地域生活・社会参加に向けた環境づくり
部局名	健康福祉部	課室名	障害福祉課	班名	調整・障害福祉班
		(tel)	8601331	担当課長名	高橋 直樹
				担当者名	田口 光弘
<b>事業の内容</b>					
事業年度 30 年度～ 99 年度					

1. 事業立案の背景(施策目標の達成のために今なぜこの事業が必要なのか)  
 障害基本法の改正、障害者総合支援法及び障害者差別解消法の成立など、障害者福祉に関する法整備を経て、平成26年1月に障害者権利条約が批准され、障害のある方々の権利擁護を進めていく気運が高まっている。  
 平成28年4月には、障害を理由とする差別的禁止と合理的配慮の提供を求めた「障害者差別解消法」が施行されたことから、法の理解促進と普及啓発を図るとともに、障害を理由とした差別的解消を推進するため、県が主体的に本県の実情に合わせた施策を実施する必要がある。

2. 住民ニーズの状況  
 ①ニーズを把握した対象  
 受益者  一般県民 (時期: H29 年 11 月)  
 ②ニーズ把握の方法  
 アンケート調査  各種委員会及び審議会  ヒアリング  インターネット  
 その他の手法 (具体的に 関係団体等からの要望 )  
 ③ニーズの具体的内容  
 県では、法施行に併せ、職員対応要領を策定し、障害者差別に関する相談窓口を設けているものの、相談は殆どないのが現状である。  
 しかし、障害者団体等からは、依然として障害者への差別的対応や合理的配慮の不提供等、障害への理解不足によると思われる差別が行われているとの声が多くあり、障害者の差別の解消に向けた条例の制定について要望がある。  
 また、事業者において法における合理的配慮の提供は努力義務であることから、法に対する理解が進んでいないことも明らかとなっている。

◎把握していない場合の理由及び今後の方針  
 ①理由  
 ②今後の方針

3. 事業目的(どういう状態にしたいのか)  
 県民や事業者等と連携し、障害を理由とする差別的解消を推進するため、本県の実情に合わせた条例の制定や施策を実施することにより、障害のある方等が安心して社会参加できる環境づくりと障害への理解促進による共生社会の実現を図ることを目的とする。  
 (重点施策推進方針との関係)  重点事業として要望  その他の事業として要望

4. 目的達成のための方法  
 ①事業の実施主体 県  
 ②事業の対象者・団体 障害者等、県民、事業者、市町村  
 ③達成のための手段  
 ・秋田県障害者差別解消条例(仮称)の制定  
 ・県民や事業者等に対する障害者差別解消法の理解促進、普及啓発  
 ・ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発

④比較した代替手段及び選択した手段の有効性  
 ・障害者差別解消法は理念法の色合いが濃く、具体的な取り組みは、行政機関や事業者に委ねる形(努力義務規定、できる規定)となっており、実効性に乏しい。  
 ・障害者に対するマークは主に単一障害に対するもので、統一的なマークはヘルプマーク以外にないほか、他の都道府県でも導入が進んでいることから、他の地域においても同様の支援や配慮を受けることができる。

5. 事業の全体計画及び財源								単位(千円)	
順位	事業内訳	左の説明	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	全体(最終)計画
01	障害者差別解消推進事業	①秋田県障害者差別解消条例(仮称)の制定、②障害者差別解消法等の理解促進、③障害者差別解消法の普及啓発	1,996	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
02	ヘルプマーク・ヘルプカード普及推進事業	①ヘルプマーク・ヘルプカードの作成・配布、②県民や関係団体への普及啓発及び理解促進	4,168	4,168	4,168	4,168	4,168	4,168	
財源内訳		左の説明							
国庫補助金		地域生活支援事業費等補助金、地域人権啓発活動活性化事業	2,744	2,914	2,914	2,914	2,914	2,914	
県債									
その他									
一般財源			3,420	11,254	11,254	11,254	11,254	11,254	

6. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

事業の期待される成果  
 ・障害のある方等に対する理解促進(不当な差別的取扱いの禁止)  
 ・障害のある方等に対する支援や配慮(合理的配慮の提供)

指標名	ヘルプマーク・ヘルプカードの配布数	指標の種類
指標式	ヘルプマーク・ヘルプカードの配布数	<input type="radio"/> 成果指標 <input checked="" type="radio"/> 業績指標

①年度別の目標値(見込まれる成果による指標)

指標	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	最終年度
目標a			2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	
実績b			②データ等の出典					
東北			障害福祉課調べ					
全国								

③把握する時期  当該年度中 月  翌年度 4月  翌々年度 月

指標名		指標の種類
指標式		<input type="radio"/> 成果指標 <input checked="" type="radio"/> 業績指標

①年度別の目標値(見込まれる成果による指標)

指標	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	最終年度
目標a								
実績b			②データ等の出典					
東北								
全国								

③把握する時期  当該年度中 月  翌年度 月  翌々年度 月

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

- ①指標を設定することが出来ない理由
- ②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

事業の必要性

現状の課題及び施策目的に照らした事業の必要性<sup>1</sup>  
 平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、法に基づく取り組みが行われているものの、依然として障害者への差別的対応や合理的配慮の不提供等、障害への理解不足によると思われる差別が行われているという声が多くあることから、障害を理由とする差別の解消に向けて、県が率先して取り組まなければならない。

住民ニーズに照らした事業の必要性  
 障害のある方等が安心して社会参加できる環境づくりと、障害への理解促進による共生社会の実現を図る観点から本事業は必要である。

事業の県関与の必要性  
 法令・条例上の義務  内部管理事務  県でなければ実施できないも  
 民間・市町村で実施可能であるが、県が関与する必要性が認められるもの  
 条例を制定し、全県で統一的に事業を展開する必要があるため。

政策評価委員会意見

重点事業の適合及び指標・目標値の適合性判定

重点事業  その他